第二千七百三十五号

平成二十九年

十月五日 木 曜 日

目 次

告 示

○道路の区域変更	
○保安林の指定施業要件の変更予定(三件)六七五	
○猟区の狩猟停止認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出………………………………六七六

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報......六七七 教育委員会

告 示

山梨県告示第三百二十三号

第六十八条第一項の規定により次のとおり猟区における狩猟の停止を認可した。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

平成二十九年十月五日

山梨県知事 後 藤

斎

- 猟区の名称 本栖放鳥獣猟区
- 狩猟停止の事由 適切な管理運営を行うことが困難であるため。
- 三 狩猟停止期間 平成二十九年十月十五日から平成三十年十月三十一日まで

山梨県告示第三百二十四号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十九年十月五日

山梨県知事 後 藤

斎

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 韮崎市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 水害の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百二十五号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十九年十月五日

山梨県知事 後

限る。) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南アルプス市 (次の図に示す部分に

保安林として指定された目的 公衆の保健

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百二十六号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

平成二十九年十月五日

第二千七百三十五号 平成二十九年十月五日

Ш

梨 県

公

報

Ш

山梨県知事

斎

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 公衆の保健

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百二十七号

まで一般の縦覧に供する。 設事務所 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (吉田支所を除く。) において、 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 この告示の日から平成二十九年十月二十六日

平成二十九年十月五日

山梨県知事

後

藤

斎

届出者

道路の区域 百三十九号

路

線

名

道路の種類

一般国道

	大月市七保町林字タミセ九七一番地先まで大月市七保町林字タミセ九七二番地先から	区
新	旧	の旧 別新
大・三 二 二 二 二 二 二 二	五・七~七・六	(メートル)敷地の幅員
三四・七	三四・七	(メートル)

山梨県告示第三百二十八号

路の供用を開始する。その関係図面は、 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

> 所において、この告示の日から平成二十九年十月二十六日まで一般の縦覧に供する。 平成二十九年十月五日

山梨県知事 後 藤

斎

般国 四百十 路 線 号 名 |二四番二地先まで | 中州市勝沼町休息字東大門一五 | 甲州市勝沼町休息字東大門一五 区 間 (メ メ ー · トル) 長 年十月五日 期日開始の

種道 類路

の

道

公 告

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が

平成二十九年十月五日

山梨県知事

後 藤

斎

株式会社ケーズホールディングス 代表者の氏名 氏名又は名称及び法人にあっては | 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号 住

届出の概要

代表取締役

平本忠

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ケーズデンキ甲府店
- 所在地 山梨県甲府市国母五丁目二千百五十二番外
- 2 変更した事項
- 表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

代表取締役 平本忠株式会社ケーズホールディングス	あっては代表者の氏名変更後の氏名又は名称及び法人に
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号	変更後の住所

あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

株式会	あって変更終
長仅帝殳 F本忠 式会社ケーズホールディングス	のては代表者の氏名(更後の氏名又は名称及び法人に
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号	変更後の住所

3 変更の年月日 平成二十九年六月二十七日

届出年月日 平成二十九年八月二十八日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年二月五日まで

教育委員会

山梨県教育委員会告示第八号

称等の一部を改正する告示を次のように定める。

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

平成二十九年十月五日

山梨県教育委員会

守

守

教育長

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務

の名称等の一部を改正する告示

称等 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名 (平成十七年山梨県教育委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

Щ

梨県公報

第二千七百三十五号

平成二十九年十月五日

県立高等学校」に改める。 「、特色適性検査、特技」に改め、同項開示場所の欄中「各県立高等学校」を「志願先 本則の表県立高等学校入学者選抜(全日制課程)の項記録項目の欄中「、特技」を

本則の表県立高等学校入学者選抜(定時制課程)の項の次に次のように加える。

(通信制課程)	県立高等学校入学者選抜
評価の段階	面接、作文及び筆記検査の 同右
	同右
等学校	県立中央高

本則の表県立特別支援学校高等部入学者選抜 (学力検査) の項を次のように改める。

			入学者選抜	県立特別支援学校高等部
び得点合計	価の段	は学校	検査、	面接、
合計	の段階又は科目別得点及	は学校長が定める検査の評	作業能力検査若しく	生活動作検査、機能
				同右
		校	特別支援学	志願先県立

附 則

この告示は、 公布の日から施行する。

発行者	山梨
山梨県	県公報
	第二千七百三十五号
甲府市丸の内一丁目六番一号	三十五号
八番一号	平成二十九
印刷所	平成二十九年十月五日
所 株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
自六番	
	六七八